

今治市が発注する工事にかかる
現場代理人、主任技術者、監理技術者の取扱いについて

令和6年4月1日改訂

今治市契約課

このことについて、次のとおり取扱いますので通知します。

- 第1 現場代理人の取扱いについて …………… P 1
 - 1 現場代理人の配置要件
 - 2 現場代理人の変更について
 - 3 現場代理人の常駐義務について
 - 4 災害復旧工事の発注に伴う現場代理人の取扱いについて

- 第2 監理技術者等の取扱いについて …………… P 6
 - 1 監理技術者等の配置要件
 - 2 監理技術者等の変更について
 - 3 監理技術者等の専任義務について

- 第3 現場代理人、監理技術者等の配置等に係る手続きについて …… P 7
 - 1 現場代理人、監理技術者等の配置について
 - 2 現場代理人、監理技術者等の兼務について
 - 3 現場代理人、監理技術者等の変更について

- 第4 現場代理人、監理技術者等の配置期間について …… P 8

- 第5 低入札価格調査対象者が落札者となった場合の取扱いについて …………… P 8
 - 1 現場代理人について
 - 2 監理技術者等について

第1 現場代理人の取扱いについて

現場代理人とは、請負人の代理人として、工事現場の運営・取締りなど、工事の施工に関する一切の事務を処理する者をいい、工事現場に常駐^{注1}することが義務付けられています。

今治市発注の工事においても、現場代理人の配置を求めており、その取扱いについて以下のとおりとします。

^{注1} 当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中常に工事現場に滞在していること

1 現場代理人の配置要件

- (1) 契約日（一般競争入札の場合は公告日）前日以前に、請負人と直接的な雇用関係があること。
- (2) 建設業法上の営業所専任技術者でないこと。
- (3) 他の工事の現場代理人及び、主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」といいます。）として配置していないこと。

※原則として、同一工事に限り現場代理人と監理技術者等を兼ねることができます。

2 現場代理人の変更について

現場代理人を変更する場合は、当該変更日の前日以前に、請負人と新しく配置する現場代理人との間に直接的な雇用関係があることが必要です。

3 現場代理人の常駐義務について

上記のとおり、現場代理人には工事現場への常駐が義務付けられていますが、以下の場合には工事現場への常駐を要しない又は常駐義務を緩和することとします。

(1) 常駐を要しない場合

工事等しゅん工届の提出後は工事現場への常駐を要しないものとし、条件が整えば他の工事に従事することができるものとします。

ただし、完成検査の結果、補修が必要な場合は、当該補修期間について常駐を求めますので、必要に応じて現場代理人の変更を行ってください。

なお、当該取扱いはあくまで現場代理人の常駐義務に関してのものであり、監理技術者等の取扱いに影響を与えるものではありません。

※ 本取扱いは市独自のものであることから、本取扱いにより現場代理人の兼務を認める範囲も市発注工事のみとします。

【常駐を要しない場合の考え方（イメージ）】

工事等しゅん工届提出後（白抜きは常駐を要しないことを示すものです。）

	工事X	工事Y	工事Z
現場代理人	A	A	B
主任技術者	B	A	A

※Aについて、工事Xは常駐を要しないため手持ち件数としてカウントしませんが、工事Y及び工事Zは主任技術者の取扱いに影響を及ぼさないため、配置期間満了日までそれぞれ1件としてカウントします。

(2) 常駐義務を緩和する場合

緩和要件①【兼務しようとする全ての工事の請負金額が4,000万円未満（建築一式工事の場合は8,000万円未満）の場合】

平成28年6月1日から当分の間、次の全ての要件を満たす場合は、現場代理人の常駐義務を緩和し、兼務しようとする工事を含み3件まで（今治市以外の工事を兼務する場合は2件まで。）各工事間の現場代理人、主任技術者の兼務を認めます。

- (ア) 兼務しようとする工事現場が共に今治市内であるか、または、現場間の移動距離が30分以内であること。
- (イ) 発注者又は監督員が求めた場合には、携帯電話等を通じ、工事現場等に速やかに向かう対応を常時、確実にこなえること。
- (ウ) 安全管理・工程管理により一層の配慮ができること。

※ 上記の要件を全て満たしている場合でも、適切な施工が確保できない等の理由により兼務が認められない場合があります。

※ 変更契約により、請負金額が4,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）になった場合は、下記緩和要件②による兼務が認められる場合を除き、現場代理人の変更が必要となります。

【兼務が認められる組合せ（例）】

	工事X	工事Y	工事Z
現場代理人	A	A	B
主任技術者	B	A	A

※全ての要件を満たす限り、上記のいずれの組合せであっても兼務することができます。

緩和要件②【兼務しようとする工事に請負金額 4,000 万円以上（建築一式工事の場合は 8,000 万円以上）の工事を含む場合】

工事現場相互の間隔が 10 km以内の近接した工事に限り、各工事間の現場代理人の兼務を 2 件まで認めます。

なお、兼務が認められた現場代理人は、配置される各工事の主任技術者を兼ねることができます。

【兼務が認められる組合せ（例）】

以下の例に当てはまる場合のみ兼務することができます。

	工事 X'（非専任）	工事 Y'（専任）
現場代理人	A	A
主任技術者	B	B

	工事 X'（非専任）	工事 Y'（専任）
現場代理人	A	A
主任技術者	B ←	→ C

	工事 X'（非専任）	工事 Y'（専任）
現場代理人	A	A
主任技術者	A	B

	工事 X'（非専任）	工事 Y'（専任）
現場代理人	A	A
主任技術者	B	A

	工事 X'（非専任）	工事 Y'（専任）
現場代理人	A	A
主任技術者	A	A

※ X' が専任を要する工事であっても取扱いは同じです。

緩和要件③（工場製作期間）

橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む複数の工事が、全て同一工場で工場製作のみが行われている期間は、現場代理人について当該工事との兼務を認めます。

※兼務にあたっては、兼務を予定する全ての工事の発注者から承認を得る必要がありますのでご注意ください。

※緩和要件①～③については、同時適用はできません。

4 災害復旧工事の発注に伴う現場代理人の取扱いについて

- (1) 災害復旧工事に係る現場代理人の兼務については、契約課ホームページに掲載している「災害復旧工事の発注に伴う現場代理人の取扱いについて」をご覧ください。
- (2) 災害復旧工事の現場代理人と、それ以外の工事の現場代理人の兼務は3件までとします。（ただし今治市以外の工事と兼務する場合は2件までとします。）

第2 監理技術者等の取扱いについて

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の管理を司る者として監理技術者等の配置を求めています。

建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、監理技術者等を配置する必要があります。

1 監理技術者等の配置要件

- (1) 契約日（一般競争入札の場合は公告日）以前に、請負人と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること
- (2) 請け負った建設工事の種類に係る、建設業法における配置技術者となり得る資格を有していること。
- (3) 請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の工事の場合は、建設業法上の営業所専任技術者でないこと。

※1件の工事にかかる下請契約金額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上になる場合には、監理技術者を配置しなければなりません。

※営業所専任技術者は、施工箇所が今治市内にあり、かつ、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の工事であれば、主任技術者として配置することができます。

2 監理技術者等の変更について

「監理技術者制度運用マニュアル」に基づき、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護、退職、転勤等、真にやむを得ない場合以外は、監理技術者等の変更は原則として認められません。

ただし、工場製作を含む工事の場合は、工場製作から現場施工に移行する際に監理技術者等を変更できるものとします。

※変更時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、変更前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合に限り、受発注者間の協議により交代を可能とします。

3 監理技術者等の専任義務について

監理技術者又は請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の工事に配置する主任技術者は、その工事に専任^{注2}しなければなりません。

ただし、以下の場合には専任を要しない又は専任義務を緩和することとします。

^{注2} 他の工事現場に関する職務を兼務しないで、常時、継続的にその工事現場に関する職務にのみ従事していること。

(1) 専任を要しない場合

工場製作を含む工事の場合における、工場製作期間に配置する監理技術者等は当該工事への専任を要しません。

なお、工場製作期間において非専任の監理技術者等を配置できるのは、本工事の工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合に限りです。

(2) 専任義務を緩和する場合

平成28年6月1日から当分の間、次の全ての要件を満たす場合は、専任義務を緩和し、2件まで主任技術者の兼務を認めます。

- (ア) 工事現場相互の間隔が、10 km以内の近接した工事であること。
- (イ) 入札公告、特記仕様書等に主任技術者の兼務を認めない旨の表記がないこと。
- (ウ) 発注者が異なる工事との兼務を希望する場合は、手持ち工事の発注者から事前に承諾を得ていること。

第3 現場代理人、監理技術者等の配置等に係る手続きについて

1 現場代理人、監理技術者等の配置について

契約締結時に、以下の書類を契約課（水道総務課案件の場合は水道総務課、以下同じ。）、監督員にそれぞれ1部提出してください。

- ・現場代理人、主任（監理）技術者について（通知）
- ・現場代理人及び監理技術者等との雇用関係を証明する書類（健康保険証の写し又は雇用証明書）
- ・監理技術者等となり得る資格を証明する書類（資格者証の写し又は実務経験証明書等）

※契約締結時に必要なその他の必要書類については、契約課ホームページ掲載の「契約課が発注する建設工事及び業務委託にかかる落札決定後の契約等の手続きについて（お知らせ）」をご覧ください。

2 現場代理人、監理技術者等の兼務について

（1）現場代理人の兼務

現場代理人の常駐義務に係る緩和要件①～③により、現場代理人等の兼務を希望する場合は、「現場代理人・主任（監理）技術者について（通知）」の「他の工事の受注状況」欄に、本工事の配置予定現場代理人が現在従事している工事を記載してください。当該記載により兼務の申し出があったものとしします。

なお、緩和要件②による現場代理人の兼務を希望する場合は、「兼務を予定する工事場所間の距離を示した位置図」を添付してください。

（2）主任技術者の兼務

専任義務の緩和による主任技術者の兼務を希望する場合は、以下の書類を契約課に各1部提出してください。

ア 兼務を予定する工事が今治市発注の工事の場合

- ・主任技術者兼務届
- ・兼務を予定する工事場所間の距離を示した位置図
- ・今治市以外の発注者が兼務を承認していることが確認できる書類（該当する場合のみ提出）

イ 兼務を予定する工事が今治市以外の工事の場合

- ・主任技術者兼務（予定）届の原本及びその写し
- ・兼務を予定する工事場所間の距離を示した位置図

※兼務を予定している工事を落札した場合は、主任技術者兼務届を追加提出してください。

3 現場代理人、監理技術者等の変更について

以下の書類を契約課に1部提出してください。

- ・現場代理人、主任（監理）技術者の変更について（通知）
- ・配置予定の現場代理人、監理技術者等の雇用関係を証明する書類
- ・配置予定の監理技術者等の監理技術者等となり得る資格を証明する書類

第4 現場代理人、監理技術者等の配置期間について

しゅん工時の請負金額が130万円以上の工事

着工日から、当該検査の工事完成検査済証の通知を受けた日まで。

しゅん工時の請負金額が130万円未満の工事

着工日から、当該工事検査を完了した日まで。

第5 低入札価格調査対象者が落札者となった場合の取扱いについて

1 現場代理人について

第1－3の常駐義務の特例の対象外とします。

2 監理技術者等について

- (1) 請負代金額4,000万円以上（建築一式工事にあっては8,000万円以上）の工事にあっては、第2－3－(2)の対象外とするとともに、専任で配置しなければならない監理技術者等とは別に、同等の要件を満たす技術者（以下「増員配置技術者」という）を、専任で1名現場に配置するものとします。

※工場製作期間を含む工事であっても、増員配置技術者については、契約に適合した施工を確実にするため、工場製作及び現場施工期間ともに、専任で配置するものとします。

- (2) 請負代金額4,000万円未満（建築一式工事にあっては8,000万円未満）の工事にあっては、配置する監理技術者等について、専任で配置するものとし、第2－3－(2)の対象外とします。